

意見等対応表

8/5 第1回田原市津波防災地域づくり推進協議会 発言及び意見

委員名	意見の内容	対応
鈴木博委員	汐川など老朽化した河川・海岸堤防の整備、赤羽根漁港・川尻地区の津波防護施設の整備、県道城下田原線の整備、これらハード整備について検討を。	推進施策 基本事業Ⅱ－①－1)、2)、3)、7) に記載
高瀬勲委員	内陸部への津波浸水を防ぐため、国道42号と「ぼた山」を合わせた複合整備の早期着手を。	推進施策 基本事業Ⅱ－①－7) に記載
小久保忠廣委員	廃校となった伊良湖小学校に代わる新しい避難場所設置の検討を。 渥美半島の先端では、道路が寸断されると孤立してしまうので、伊良湖港を利用した物資の海上輸送の検討を。	避難場所の変更については、本年度中に変更予定 伊良湖港については、P.46 図3-19のとおり、大きな被害が想定され、伊良湖港は使用できないことから、ヘリコプターや早期の道路啓開により緊急輸送の確保が必要
山田俊郎委員	阪神大震災のときに救援物資がたくさん来たが、実際には液状化のために輸送ができなかったので物流の確保を。	推進施策 基本事業Ⅱ－④ に記載
押田博樹委員	渥美火力発電所は耐震設計であり、かつ、想定津波高さに対しても十分な高さを有しており、かつ、非常食・飲料水の備蓄があることから「避難可能施設」であると思っている。このような「避難可能施設」の周知方法についても検討を。	現在のところ、避難施設としては中山小学校を指定しており、十分対応可能であると考えている。
高瀬勲委員	渥美地域は農業用燃料タンクが非常に多く、火災の被害の可能性があるので対策を。	推進施策 基本事業Ⅱ－①－9) に記載
豊田慈證委員	津波の犠牲者のほとんどが要配慮者である。デイサービス等の利用者の避難の際には、自動車を使用したり時間が掛かったりすることから、地元の方との連携が大事。	推進施策 基本事業Ⅰ－②－6)、9)、10) 基本事業Ⅰ－③－7) 基本事業Ⅰ－④－1)、2)、3) 基本事業Ⅱ－②－3) 基本事業Ⅱ－③－3) に関連事業を記載

8/5 第1回推進協議会資料に対する意見(FAX・メール)

委員名	意見の内容	対応
押田博樹 委員	旧渥美町は、(高規格道路が整備されるまでは)陸の孤島となることが想定されているので、(負傷した)人及び物資の輸送は船に頼ることになる。よって、輸送に適した船の所有者(事業者)と事前に援助協定を締結して訓練等を行ってはどうか。	伊良湖港については、P.46 図3-19のとおり、大きな被害が想定され、伊良湖港は使用できないことから、ヘリコプターや早期の道路啓開により緊急輸送の確保が必要
豊田慈證 委員	津波犠牲者の大半は要配慮者と思われるので、施設・自宅全て含めた要配慮者の避難を具体的に誰がどの様に行うのかを構築しないと、津波犠牲者ゼロの目標は難しいと思う。	推進施策 基本事業Ⅰ－①－3)、4)、5)、6)、7)、9)、10) 基本事業Ⅰ－②－6)、9)、10)、11)、12)、13)、14)、24) 基本事業Ⅰ－③－7)、8) 基本事業Ⅰ－④－1)、2)、3) 基本事業Ⅰ－⑤－4) 基本事業Ⅱ－②－3)、4)、5) 基本事業Ⅱ－③－3) に関連事業を記載

10/26 第2回田原市津波防災地域づくり推進協議会 発言及び意見

委員名	意見の内容	対応
老平委員 代理	緊急輸送路の被災対策で「幹線道路ネットワークの強化」と記載されているが、物流としては港湾の使用が考えられるので、その点を意識していただければと思う。	P.54に「道路啓開及び航路啓開といった陸海の交通ネットワークの復旧に向けた取組等を検討する必要がある。」と記載
押田博樹 委員	孤立した地域に滞在したときの飲料や食料などの備蓄についてはどのように考えているか	推進施策 基本事業Ⅰ－⑦ に記載
竹下康則 委員	被害エリアに人が住まないとか、施設を整備しないようにとか、そのような誘導は考えているか。主旨としては、地方創生やコンパクトなネットワークの中で都市のエリアを集合させ、そもそもそのようなところに住まないようにすれば被害はかなり軽減されると思うが、そのような考えはあるか。	P.58 「4-2 土地利用の考え方」に記載
浅野純一 郎会長	「津波災害に強い都市構造の構築」の②に「施設立地は制限」と記載があるが、この施設とは何か。一般住宅は制限せずに、限られた公的な施設であると思うが、具体的に何を想定しているか。	推進施策 基本事業Ⅱ－② に記載
佐守真人 委員	「Ⅲ災害に強い組織・人材の育成」の「⑥遺体への適切な対応」は、ストレートな表現であり、大きなインパクトがあると考えられるが、その辺を伺いたい。	削除する。

山口豊委員	「Ⅱ津波災害に強い都市構造の構築」の⑤に「道路の優先整備」とあるが、県のアクションプランの個別路線で整備していくという位置づけはないので、これは田原市の道路の優先整備という理解でよいか。また「⑦ライフライン関係機関による早期復旧の確保」では、早期復旧の確保しかないが、「防災機能の強化」の表現がなくてよいか。	⑤「道路の優先整備」は削除する。 ⑦「防災機能の強化」を追加する。
藤井正剛委員	道路ネットワークの県道と国道の整備となると管理者としてもいろいろあると思う。田原市としては、津波から市民を守る防波堤となる42号の嵩上げをどのようなかたちで整備していくのか、最優先で今回の計画のアクションプランに入れてもらいたい。	推進施策 基本事業Ⅱ－①－7) に記載
山田俊郎委員	「災害に強い組織・人材の育成」のところで、産業の早期復旧の強化というのがある。豊橋市では、救援物資等の運搬に内航船6隻の使用を豊橋港運協会に依頼することとなっている。救援物資等があれば、豊橋市に協力してもらい、船で運ぶことも必要だと思う。神戸の震災では、救援物資がいっぱいありながら実際は現地まで液状化のため運べなかったこともあるので、輸送の形態について参考にしていただきたい。	推進施策 基本事業Ⅲ－③ に記載
土方英二委員	29ページに応急・復旧活動の困難性があり、この中に小中山地区、中山地区、西山地区、亀山地区という地域がある。この地域では、土地改良事業を大々的に行っており、雨水を排出するための排水機場や排水路を整備しているが、津波によって浸水したときは、海水を排水するのに役に立つと思っている。今後も排水路の整備計画があるため、地域と調整して整備を進めていきたい。	推進施策 基本事業Ⅱ－⑥－1) に記載

10/26 第2回推進協議会資料に対する意見(FAX・メール)

《東三河建設事務所》

頁	項目	10/26第2回会議資料	意見	対応
	地域の脆弱性の評価(案) 4 応急・復旧活動の困難性 第2会議資料P. 24		ランクBの区間は、“県管理”又は“市道”のどちらか？ また、被害は、“液状化”又は“その他”のどちらか？	国道259号(県管理)である。 「その他小規模な被害」である。
	地域の脆弱性の評価(案) 脆弱性の評価結果に基づく課題の抽出 第2会議資料P. 30	緊急輸送路の被災対策 道路に隣接する建物の倒壊や津波浸水により道路閉塞となることが予想され、田原市から市外への避難や市外からの救助・物資輸送等が滞ることが予想されることから、幹線道路ネットワークの強化を図り、その際には津波防護施設としての整備についても検討する必要がある。また、道路啓開など交通ネットワークの復旧に向けた取組み等の検討を推進する必要がある。	次のとおり修正をお願いする。 <u>図る必要がある。強化にあたり、環境、利用の点に配慮して、複合整備による津波対策の検討も進めていく必要がある。</u>	<u>「図る必要がある。また、その強化に当たっては、環境や平時の利用の点に配慮して、複合整備による津波対策の検討も進めていく必要がある」に修正</u>

	地域の脆弱性の評価(案) 脆弱性の評価結果に基づく課題の抽出 第2会議資料P. 30	孤立地域対策 津波浸水により道路が寸断し、地域の孤立が予想されることから、 <u>重要な幹線道路の整備に向けた取組を推進し、交通ネットワークの強化を図る必要がある。</u>	「重要な幹線道路の整備に向けた取組を推進し、」の削除又は別の表現をお願いする。	ご意見のとおり修正
	地域の脆弱性の評価(案) 基本方針(案) 第2会議資料P. 31	II 津波災害に強い都市構造の構築 ⑤ 重要な幹線(道路)の <u>優先整備</u> ・啓開復旧の位置づけ	「⑥重要幹線(道路)の防災機能の強化」があれば、⑤の“重要な幹線(道路)の優先整備”は、なくても良いのではないかと考えるので、削除又は別の表現をお願いする。	ご意見のとおり修正

《三河港務所》

頁	項目	10/26第2回会議資料	意見	対応
	・脆弱性の評価項目 1. 避難の困難性 (1-1)避難困難地域 避難困難地域の抽出 資料の6ページ	田原市と三河港BCPでの津波避難可能距離の考え方が異なる。 田原市 三河港BCP 避難開始時間 10分 5分 歩行速度 0.4m/秒 0.65m/秒 避難可能距離 最長で600m 到達時間までに避難できる距離	今回の津波浸水想定では、堤外地は浸水せずに、堤内地が浸水する。田原市の避難は、堤内地の浸水箇所を想定しており、また、夜間発生を想定している。対象は健常者だけでなく、またお年寄りも想定している。三河港BCPは堤外地の企業、緑地利用者を対象としており、対象が異なる。	考え方の違いについては、今回の意見と同様の考え方で整理する。
	資料の12ページ	・赤羽根漁港周辺について、浸水箇所があるため、避難について検討する必要がある。	情報提供施設について検討予定	推進施策 基本事業Ⅰ-②-19) に記載
	資料の24ページ 4. 応急・復旧活動の困難性	・三河港において田原公共ふ頭の耐震岸壁化が進められているが、津波による海岸漂流物により長期間の航路閉鎖も考えられる。	三河港BCPにおいて、早期に復旧できるよう検討していく。	推進施策 基本事業Ⅲ-⑦-3) にBCPについて記載
	脆弱性の評価結果に基づく課題の抽出 資料30ページ	・幹線道路ネットワークの強化を図り、その際には津波防護施設としての整備についても検討する必要がある。	港湾についても物資輸送でネットワーク強化を図る必要がある。	「道路啓開及び航路啓開といった陸海の交通ネットワークの復旧に向けた取組等を検討する必要がある。」

委員名	意見の内容	対応
押田博樹 委員	孤立する地域への援助等のために豊橋市でのトピー工業自社船使用協定と同じような田原市内の自社船を有している企業との援助協定の締結を考えて欲しい。また、一般通信は支障が想定されていることから、上述企業との通信手段(防災無線等)も合わせて検討が必要	推進施策 基本事業Ⅲ－③－3) に記載
	(特に孤立する地域内の)避難施設との通信手段の検討	推進施策 基本事業Ⅰ－⑦－2) に記載

12/24 田原市津波防災地域づくり推進計画(素案)に対する意見照会

《三河港湾事務所》

頁	行	計画素案	修正案	修正等の理由	対応
52	8	また、道路啓開など交通ネットワークの復旧に向けた取組等の検討する必要がある。	また、道路啓開および航路啓開といった陸海の交通ネットワークの復旧に向けた取組等を検討する必要がある。	P.46評価結果(4-1)支援活動の困難で「津波による海岸漂流物により長期間の航路閉鎖も考えられる」とあるが、3-2脆弱性の評価結果に基づく課題P.52緊急輸送路の被災対策では「道路啓開など交通ネットワークの復旧」とされているため「航路啓開」を明示する。	ご意見のとおり修正

《東三河建設事務所》

頁	行	計画素案	修正案	修正等の理由	対応
		全般1	県事業に関しては、事業促進と言った表現が適切ではないか？		事業主体が実施していくもの、合同で進めていくものは「推進」、働きかけを行うものは「促進」とする。
		全般2	「緊急輸送ルート」、「緊急輸送路」、「広域幹線道路」等、様々な種別の道路名称が入り混じっているので、使い分け、整理や用語集を盛り込むことを検討してみてはどうか。		「緊急輸送道路」に統一する。

32	<p>図3-2 避難路の寸断箇所の抽出 落橋による道路閉塞の恐れのある箇所の抽出 抽出方法 ○落橋の恐れのある橋梁(津波浸水区域内) 既設橋梁のうち、耐震化及び落橋防止対策されていないL=15m以上の橋梁を抽出 愛知県管理橋梁 市内総数113 うちL=15m以上44</p>	<p>橋梁数の修正をお願いします。 愛知県管理橋梁 市内総数114 うちL=15m以上45</p>	<p>県道六連三河停車場線の読み替えによる橋梁の追加</p>	<p>ご意見のとおり修正</p>
52	<p>●緊急輸送路の被災対策 道路に隣接する建物の倒壊や津波浸水により道路閉塞となることが予想され、田原市から市外への避難や市外からの救助・物資輸送等が滞ることが予想されることから、幹線道路ネットワークの強化を図り、その際には津波防護施設としての整備についても検討する必要があります。また、道路啓開など交通ネットワークの復旧に向けた取組等の検討する必要があります。</p>	<p>次のとおり修正をお願いします。 道路に隣接する建物の倒壊や津波浸水により道路閉塞となることが予想され、田原市から市外への避難や市外からの救助・物資輸送等が滞ることが予想されることから、幹線道路ネットワークの強化を図る必要がある。強化にあたり、環境、利用の点に配慮して、複合整備による津波対策の検討も進めていく必要がある。また、道路啓開など交通ネットワークの復旧に向けた取組み等の検討を推進する必要があります。</p>	<p>道路単独での取組ではないため。</p>	<p>「図る必要がある。また、その強化に当たっては、環境や平時の利用の点に配慮して、複合整備による津波対策の検討も進めていく必要がある」に修正</p>
52	<p>●孤立地域対策 津波浸水により道路が寸断し、地域の孤立が予想されることから、重要な幹線道路の整備に向けた取組を推進し、交通ネットワークの強化を図る必要がある。</p>	<p>次のとおり「重要な幹線道路の整備に向けた取組を推進し、」の削除(又は別の表現)をお願いします。 ●孤立地域対策 津波浸水により道路が寸断し、地域の孤立が予想されることから、交通ネットワークの強化を図る必要がある。</p>	<p>孤立地域対策は、道路整備のみではないため。</p>	<p>ご意見のとおり修正</p>

54	<p>④都市地域 【中長期的な課題】 ・L1津波であっても浸水が想定され、人命・住民財産の保護、地域経済保持の観点から、海岸保全施設等の整備や道路整備による津波防護の検討が必要</p>	<p>L1津波の対応の必要性を再検討してもらいたい。 また、道路整備による津波防護の必要性についても、再検討してもらいたい。 「道路整備」の後に次のとおり「等複合的な」を追記してもらいたい。 「海岸保全施設等の整備や道路整備等複合的な津波防護の検討が必要</p>	<p>当地域だけL1津波の浸水対策が中長期的な課題となっているため。 また、県道城下田原線以外も、検討するの？他の地域と表記を整合させた方が、違和感がないため。 道路のみが主体ではないため。</p>	<p>①田原地域 【短期的な課題】 ・L1津波であっても浸水が想定され、人命・財産の保護、地域経済の保持の観点から、海岸保全施設等の整備や道路整備等複合的な津波防護の検討が必要</p> <p>※短期的な課題に修正、また県道城下田原線以外では、谷熊地区の国道259号を嵩上げすることにより、浸水面積の減少や、緊急輸送道路である国道259号の寸断の回避が見込まれる。</p>
61	<p>推進施策(アクション) 実施主体 P. 61以降</p>	<p>事業の実施主体が県の場合は、課名はなく、部名としてもらいたい。</p>	<p>国土強靱化地域計画の表記と整合させるため。</p>	<p>ご意見のとおり修正</p>
62	<p>1)津波災害警戒区域・特別警戒区域の指定(県) 市内の津波災害警戒区域・特別警戒区域の指定 L2浸水 - 県)河川課 チ</p>	<p>削除をお願いする。</p>	<p>第3次あいち地震対策アクションプランに位置付けがないため。</p>	<p>現在パブリックコメント中の「愛知県地域強靱化計画(拡充案)」P.88(住居の安全な地域への誘導等)、「遠州灘沿岸海岸保全基本計画」P.60「■ 危機管理対策の推進」、三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画P.86「■ 危機管理対策の推進」に警戒区域について記載があるため、目標指標を「指定の検討」として残す。</p>

63	20)津波関連標識(標高)の設置 市内国・県道の津波関連標識設置数 海拔標示 ○箇所 電光式津波情報案内看板 ○箇所 海拔標示 ○箇所 推進計画全域 - 県)道路維持課 二	削除をお願いします。	第3次あいち地震対策アクションプランに位置付けがないため。	海拔標示については、市で把握している「129か所」で記載する(追加整備はないと解釈する)。 電光式津波情報案内看板については、赤羽根漁港の情報提供施設の予定があると伺っているので変更記載する。
66	1)海岸保全施設への津波避難用階段等の設置(遠州灘沿岸) 遠州灘沿岸における津波避難用階段設置数 L2 浸水 - 県)河川課・港湾課 二	削除をお願いします。	第3次あいち地震対策アクションプランに位置付けがないため。	赤羽根漁港周辺のサーフポイントにおいて、非常に有効な避難施設となるため、今後要望をしていきたいことから、検討として残す。
66	3)橋梁の耐震化の推進(県管理) 国道42号・259号、県道における橋梁耐震化の割合(対象○○橋) 推進計画全域 - 県)道路建設課 二	次のとおりアクション名、目標指標の修正をお願いします。 3)緊急輸送道路等の橋梁の地震対策の推進(県管理) 緊急輸送道路等における重要な橋梁について橋梁本体の耐震補強を推進(対象2橋)	第3次あいち地震対策アクションプランの表記と整合させるため。 なお、耐震化を市管理橋梁と同様に落橋防止対策とすれば、既に100%である。	Ⅱ-④-2に統合 ご意見のとおり修正 三河港務所施工分を含めて対象3橋で記載
66	7)避難路・避難経路としての道路新設改良の推進	県)道路建設課の削除をお願いします。	県の役割が不明確なため。	ご意見のとおり修正
68	1)遠州灘沿岸海岸保全基本計画の見直し 全体計画(田原市分)延長約〇.〇kmに対する防護の目標の設定率 L2浸水 - 県)河川課・港湾課 千	削除をお願いします。	第3次あいち地震対策アクションプランに位置付けがないため。	海岸保全基本計画に位置付けることが目的ではないため、ご意見のとおり削除する。
68	2)三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画の見直し 全体計画(田原市分)延長約〇.〇kmに対する防護の目標の設定率 L2浸水 - 県)河川課・港湾課・農地計画課	削除をお願いします。	第3次あいち地震対策アクションプランに位置付けがないため。	

68	<p>3)L1津波に対する海岸堤防の津波対策の整備(県管理) L1津波に対して嵩上げが必要な海岸堤防の整備率 国土交通省海岸区域内〇.〇km 漁港区域内〇.〇km 農林水産省海岸区域内 11.1km L1浸水 - 県)河川課・港湾課・農地計画課 イ</p>	<p>削除をお願いします。</p>	<p>第3次あいち地震対策アクションプランに位置付けがないため。</p>	<p>Ⅱ-①-3、7、10については、整備対象の海岸堤防が同じ位置であるため、統合する。 アクション名「海岸堤防の耐震化等(県管理)」、目標指標「津波浸水防止のための耐震化・粘り強い構造への強化等の整備 建設海岸区域内 5.6km 漁港区域内 0.4km 農林水産省海岸区域内 11.1km」とする。</p>
68	<p>5)L1津波に対する河川堤防の津波対策の整備(県管理) L1津波に対して嵩上げが必要な河川堤防の整備率 2級河川 〇河川 L1浸水 - 県)河川課 イ</p>	<p>削除をお願いします。</p>	<p>第3次あいち地震対策アクションプランに位置付けがないため。</p>	<p>Ⅱ-①-5、9、12については、整備対象の河川堤防が同じ位置であるため、統合する。 アクション名「河川堤防の耐震化等(県管理)」、目標指標「津波浸水防止のための耐震化・粘り強い構造への強化等の整備 二級河川 4.6km」とする。</p>
68	<p>6)津波到達までに閉鎖可能な津波対策施設(樋門)の整備 自動化・遠隔操作等が必要な樋門・陸閘の整備率(14箇所) 50% 2箇所 L2浸水 - 県)河川課・港湾課市)土木課 イ</p>	<p>次のとおり追記してもらいたい。 県 河川3施設、海岸4施設、港湾1施設、計8施設</p>		<p>ご意見のとおり修正</p>
68	<p>7)海岸堤防の耐震化等(県管理) 耐震化・老朽化対策が必要な海岸堤防の整備率 国土交通省海岸区域内〇.〇km 漁港区域内〇.〇km 農林水産省海岸区域内 11.1km L2浸水 - 県)河川課・港湾課・農地計画課 イ</p>	<p>次のとおり記載してもらいたい。 国土交通省海岸区域内約5km ※漁港区域内〇.〇kmは削除。</p>		<p>海岸堤防の整備で統合</p>

68	9)河川堤防の耐震化(県管理) 耐震化が必要な河川堤防の整備率 2級河川 ○河川 L2浸水 - 県)河川課 イ	次のとおり記載してもらいたい。 2級河川 約5km		河川堤防の整備で統合
68	10)海岸堤防の粘り強い構造の改良(県管理) 粘り強い構造への改良が必要な海岸堤防の整備率 国土交通省海岸区域内○.○km 漁港区域内○.○km 農林水産省海岸区域内 11.1km L2浸水 - 県)河川課・港湾課・農地計画課 イ	削除をお願いします。	第3次あいち地震対策アクションプランに位置付けがないため。	海岸堤防の整備で統合
68	12)河川堤防の粘り強い構造の改良(県管理) 粘り強い構造への改良が必要な河川堤防の整備率 2級河川 ○河川 L2浸水 - 県)河川課 イ	削除をお願いします。	第3次あいち地震対策アクションプランに位置付けがないため。	河川堤防の整備で統合
68	13)L1津波に対する港湾施設の整備(県管理) L1津波に対する整備が必要な港湾施設の整備率 三河港・伊良湖港・福江港 L1浸水 - 県)河川課・港湾課 イ	削除をお願いします。	第3次あいち地震対策アクションプランに位置付けがないため。	現時点での整備予定がないため、削除する。
68	14)L1津波に対する漁港施設の整備(県管理) L1津波に対する整備が必要な漁港施設の整備率 赤羽根漁港・福江漁港 L1浸水 - 県)河川課・港湾課 イ	削除をお願いします。	第3次あいち地震対策アクションプランに位置付けがないため。	現時点での整備予定がないため、福江漁港は削除する。

68	16)既存道路等を活用した津波防護機能を有した施設の整備 L2津波に対応した津波防護機能を有する施設の整備率 県道城下田原線の整備・堀切地区周辺の緑の防潮堤、国道42号嵩上げの複合整備 L2浸水 - 県)道路建設課・河川課・林務課イ	アクション名に次のとおり“複合”を追記してもらいたい。 「16)既存道路等を活用した津波防護機能を有した施設の複合整備」 “L2津波に対応した”との表記を再考してもらいたい。 「国道42号」の後に「等」を追記すること。	道路単独での取組ではないため。 L2津波の対策は、ソフト対策であるため。また、県道城下田原線を整備しても、L2津波による浸水を防げないので、市民に誤った情報を与えることとなるため。 国道42号のみによる対策ではないため。	ご意見のとおり修正 また、目標指標に「赤羽根漁港、川尻地区の国道42号嵩上げ整備の検討」を追加
69	19)地域幹線道路の整備 国道259号、国道42号、主要地方道豊橋渥美線の機能強化 推進計画全域 - 県)道路建設課 チ	目標を設定することは、できない。	第3次あいち地震対策アクションプランに位置付けがないため。	Ⅱ-④に移動 検討とし残し、実施主体に市)土木課を追加。
70	1)道路啓開計画の策定 道路啓開計画の策定 100% - 推進計画全域 - 県)道路維持課市)土木課 チ	削除をお願いする。	発災後の初動期は、緊急輸送道路の啓開にあたることとしているため。	愛知県地域防災計画-地震・津波災害対策計画-P.43(4)「ア 道路啓開計画の検討・共有」に検討を行うとあるため、検討を残す。
70	2)緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進(県管理) 市内の国・県道における橋梁耐震化の割合 推進計画全域 - 県)道路維持課 チ	基本事業1-6-3を再掲してもらいたい。	基本事業1-6-3のアクションと同じであるため。	統合する。

《東三河農林水産事務所》

頁	行	計画素案	修正案	修正等の理由	対応
66	2)	海岸段丘への津波避難用階段等の設置 実施主体－公助 県)林務課	海岸段丘への津波避難用階段等の設置 実施主体－公助 県)林務課…(削除) 市)街づくり推進課(追加)	「県)林務課」では、治山施設の整備に伴い、必要に応じて階段等を設置することはあるが、階段や避難路の設置を目的とした事業はないことから、実施主体とすることは適切ではない。 「市)街づくり推進課」では、高松町で公園整備にて、津波対策として、避難路を兼ねた遊歩道の整備計画がある。	目標指標を「管理用道路等」を検討する際に、津波避難について考慮した整備の促進とし、実施主体は、「県)農林水産部、市)農政課、街づくり推進課」とした。
68	15)	海岸防災林の整備 実施主体－公助 県)林務課	海岸防災林の整備 実施主体－公助 県)森林保全課…本庁組織 東三河農林水産事務所林務課であれば、「県)」が県の出先機関である旨の注釈が必要	「実施主体－公助」欄における「県)」の組織名は、本庁の名称となっている。	実施主体は、愛知県の本庁組織の名称「農林水産部」とする。
68	15)	海岸防災林の整備 目標指標 海岸防災林となる抵抗性の高い苗木の供給	海岸防災林の整備 目標指標 海岸防災林となる抵抗性マツ等の植栽	市)農政課に内容を確認したところ、海岸防災林の整備を目的に抵抗性マツ等を植栽している治山事業を想定しているとのこと。	ご意見のとおり修正
68	16)	既存道路等を活用した津波防護機能を有した施設の整備 実施主体－公助 県)道路建設課・河川課・林務課	既存道路等を活用した津波防護機能を有した施設の整備 実施主体－公助 県)道路建設課・河川課・林務課…(削除)	「目標指標」に記載されている内容は、県)道路建設課・河川課の事業であり、実施主体に県)林務課が入るのは適切ではない。 県)林務課では、「15)海岸防災林の整備」を行うことにより、津波被害に対する減災効果の発揮に寄与している。	道路単独の取組ではないため、実施主体を「県)建設部、農林水産部」とする。

《中部電力株式会社渥美火力》

頁	行	計画素案	修正案	修正等の理由	対応
69	21)	石油コンビナート等防災計画の見直し	削除してはどうか。	現時点において「石油コンビナート等災害防止法」が見直されて防災計画書を見直す予定はないので削除してはどうか。	ご意見のとおり削除

《東三河総局》

頁	行	計画素案	修正案	修正等の理由	対応
65	表中	石油コンビナート等防災計画の見直し率 実施主体 (県)	石油コンビナート等防災計画の見直し 実施主体 (県)消防保安課 (市)防災・消防	年一回の修正が毎年実施されていることから、「率」で表記するものではないと考える。 計画の所管は、防災局消防保安課であるが、田原市国土強靱化アクションプラン5-3-1(P21)の事業主体との整合性を図ることから、市も実施主体として明記する。	上記理由により削除

《三河港務所》

頁	行	計画素案	修正案	修正等の理由	対応
63	20)	津波関連標識設置数 海拔標示 ○箇所 電光式津波情報案内看板 ○箇所		臨港道路で海拔表示が必要な箇所は？ 電光式津波情報案内板はどこに誰が設置？	現時点では必要な箇所はない。 赤羽根漁港に設置予定の「赤羽根漁港の情報提供施設 1か所」変更する。
66	1)	遠州灘沿岸における津波避難用階段設置数		どこの箇所に設置必要？ (今後要調整)	赤羽根漁港周辺のサーフポイントにおいて、非常に有効な避難施設となるため、今後要望をしていきたい。 よって、目標指標の「設置数」を「設置の検討」とする。

66	3)	国道42号・259号、県道における橋梁耐震化の割合(対象〇〇橋)	臨港道路においては、H36～H42に三河港大橋及び紙田川橋を予定		Ⅱ-④-2に統合 紙田川橋は豊橋市内の橋梁であるため、三河港大橋のみ対象とする。
68	1) 2)	海岸保全基本計画の見直し	H27年度までの実績 海岸保全基本計画をH27.12策定		海岸保全基本計画に位置付けることが目的ではないため、項目を削除する。
68	3) 7) 10)	海岸堤防 嵩上げ 耐震化 粘り強い構造への改良	目標指標 赤羽根漁港海岸 L=0.39km新設(要必要延長現在検討中)		3)、7)、10)は海岸堤防の整備で統合する。 「漁港区域内 0.4km」と記載する。
68	6)	津波到達までに閉鎖可能な津波対策施設(樋門)の整備		三河港務所管理 第3次AP計画なし	実施主体を「(県)建設部」とするため、目標指標の箇所数は河川課分のみとする。
68	13)	L1津波に対する港湾施設の整備(県管理)	田原ふ頭2号岸壁増深 H28～H33予定		Ⅲ-③-2)と整備内容が同じため、削除する。
68	14)	L1津波に対する漁港施設の整備(県管理)	赤羽根漁港岸壁一部耐震化 H32～H35		目標達成時期に反映
69	17)	目標指標 海岸部津波スクリーンの整備率	設置計画なし		田原市国土強靱化地域計画に合わせ、目標指標「コンテナヤード周辺にガードレール等の流出防止柵設置の検討」とする。
70	1)	道路啓開計画の策定	取りまとめはどこが行う？ 臨港道路は？		愛知県地域防災計画－地震・津波災害対策計画－P.43(4)「ア 道路啓開計画の検討・共有」に検討を行うとあるため、「策定の検討」とし、(県)建設部で検討していただく。
70	2)	緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進(県管理)	臨港道路においては、H36～H42に三河港大橋及び紙田川橋を予定		紙田川橋は豊橋市内の橋梁であるため、三河港大橋のみ対象とする。
73	2)	公共ふ頭の機能強化	田原ふ頭2号岸壁増深 H28～H33予定		目標達成時期に反映